

すぎなみフェスタ協賛金募集要領

平成25年6月6日すぎなみフェスタ実行委員会決定
平成27年5月22日すぎなみフェスタ実行委員会決定
平成28年5月20日すぎなみフェスタ実行委員会決定
平成29年5月19日すぎなみフェスタ実行委員会決定
平成30年5月21日すぎなみフェスタ実行委員会決定
令和元年5月22日すぎなみフェスタ実行委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、すぎなみフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するすぎなみフェスタを実施するに際し、事業者、団体、区民等（以下「事業者等」という。）から支援を得て、毎年恒例のイベントとして盛り上げていくための協賛金募集について定めることを目的とする。

(協賛金の依頼)

第2条 実行委員会は、協賛金の募集について事業者等に協力依頼をすることができる。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) すぎなみフェスタの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 杉並区暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に基づき、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他協賛金を受けることについて、実行委員会委員長（以下「実行委員長」という。）が妥当でないと認められるもの

(広告枠の決定等)

第3条 実行委員会は、すぎなみフェスタの開催プログラム、実行委員会ホームページの広告協賛について、毎年、枠ごとの協賛金額及び口数等を別に定めることができる。

(公表等)

第4条 実行委員長は、事業者等から協賛金を受けたときは、開催プログラム、報告書等に事業者等の名称を掲載し、公表するものとする。ただし、協賛金の受領がプログラム発行時期に間に合わないとき等は、掲載を一部省略することができる。

(協賛金の公募等)

第5条 実行委員長は、協賛金の公募が必要であると判断したときは、すぎなみフェスタ実行委員会事務局（杉並区役所区民生活部文化・交流課。以下「事務局」という。）を通じて、区広報への掲載を依頼するものとする。

2 実行委員長は、前条の公表について、事務局を通じて区広報に事業者等の名称を掲載する旨を依頼することができる。

(協賛金の還付)

第6条 実行委員長は、受領した協賛金は還付しない。ただし、実行委員長が特に認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が実行委員会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（改正 平成27年5月22日）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（改正 平成28年5月20日）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（改正 平成29年5月19日）

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（改正 平成30年5月21日）

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（改正 令和元年5月22日）

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

